

[起案・供覧]		[議会事務局]	
起案 令和 年 月 日	決裁 完了 6.3.29 令和 年 月 日	公印 令和 年 月 日	
分類 番号 401・02・03	保存 期間 5 年		
議長 (佐々木)	局長 (付馬)	次長 (漢田)	課長 (漢田)
		係長 (青野)	担当者

第8号様式(第8条)

令和6年3月29日

習志野市議会議長 佐々木 秀一 様

会派名 環境みらい

代表者名 央 重則



出張調査等報告書

習志野市議会政務活動費の交付に関する規程第8条の規定により、下記のとおり出張調査等報告書を提出します。

記

- 1 出張者名 市角雄幸、寺川貴隆
- 2 用務先 熊本県玉名市、大分県竹田市、熊本県熊本市
- 3 出張期間 令和6年1月29日から令和6年1月31日まで
- 4 調査等の結果概要 別紙報告書のとおり
- 5 出張に伴う経費の精算 精算額 194,327円



起案 令和 年 月 日		決裁 完了 令和 年 月 日		公印 令和 年 月 日	
分類 番号 A01.02.03		保存 期間 5 年			
議長		局長	次長	課長	係長 担当者
(佐藤)		(府馬)	(濱田)	(濱田)	(青野)

第8号様式(第8条)

令和6年3月29日

習志野市議会議長 佐々木 秀一 様

会 派 名 市民の会

代表者名 宮内 一夫



出張調査等報告書

習志野市議会政務活動費の交付に関する規程第8条の規定により、下記のとおり出張調査等報告書を提出します。

記

- 1 出張者名 宮内一夫、佐藤まり
- 2 用務先 熊本県玉名市、大分県竹田市、熊本県熊本市
- 3 出張期間 令和6年1月29日から令和6年1月31日まで
- 4 調査等の結果概要 別紙報告書のとおり
- 5 出張に伴う経費の精算 精 算 額 156,050円



習志野市議会 環境みらい・市民の会 視察報告書

参加者:環境みらい:市角雄幸、寺川貴隆 市民の会:宮内一夫、佐藤まり

日 時:令和6年1月29日(月)~1月31日(水)

視察地:熊本県玉名市、大分県竹田市、熊本市

視察先

熊本県玉名市 (令和6年1月29日)

視察事項

地域部活動「玉名モデルについて」

令和4年度の取り組み

1. 中学校部活動地域移行検討委員会 3回実施
2. 部活動地域移行 座談会 3回 (各学校部活動担当者、外部指導者)
3. アンケートの実施 (教職員、生徒・児童、保護者、外部指導者に対して)
4. 部活動地域移行講演会 (玉名市スポーツ協会主催)

令和5年度の取り組み

1. 検討委員会 (年間 3回実施)
2. 先進地視察研修 (長崎県長与 教育委員会)
3. 地域部活動をスタートに向けて
(教職員向け説明会、保護者説明会 2回、指導者説明会、各部ごとの保護者説明会)
4. 部活動地域移行講演会
5. その他の会議 (部活動会計担当者会議、体育施設使用協議会、いだてん玉名 SC との協議会)

地域移行に向けての配慮事項

- ① 部員不足で単一校ではチームが組めない、自分の学校にやりたい部活動がない
→ 拠点校式で地域部活動へ
→ 合同部活動からの地域部活動へ
- ② 専門的な指導ができる環境づくり (競技経験のない教員、外部指導者なし)
→ 外部指導者を発掘 地域部活動へ
- ③ 協議経験のない教員が外部指導者に頼って運営
→ 外部指導者への説明 地域部活動へ

玉名市部活動地域移行に向けての取り組み及び基本となるもの

- 学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドライン(2022 年 12 月スポーツ庁 文化庁)
- 熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画(2023 年 4 月 熊本県教育委員会)
- 令和 4 年度玉名市部活動地域移行検討委員会報告
 1. 拠点校を中心とした「地域合同部活動」が実施できる体制を構築する
 2. 玉名市地域合同部活動協議会を設置する
 3. 各中学校の部活動を制限する
 4. 休日の部活動指導を望まない教師の負担軽減に向けての体制作りを行う
 5. 地域クラブを統括する運営団体等の整備充実を図る

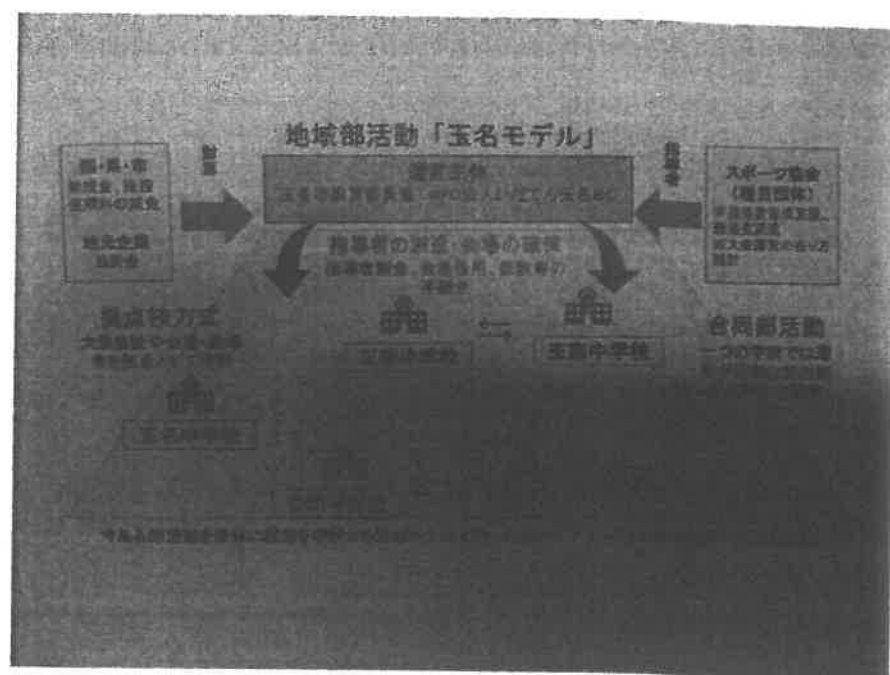
運動部活動の地域移行に向けた実証事業

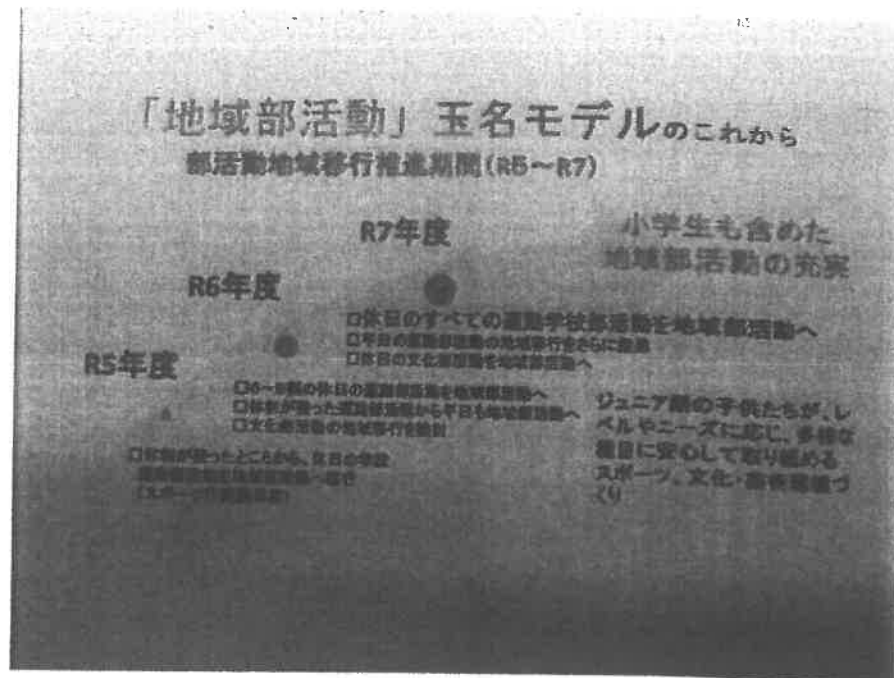
① 運動部活動の地域移行に向けた実証事業

拠点校方式による休日の「地域部活動」の体制づくり(熊本県内12市町村で実施予定)

② 合同部活動の推進に関する実証事業

複数校の生徒が学校の枠を越えて合同で活動する部活動(全国16市町村で実施予定 スポーツ庁の委託業者)





まとめ

玉名市では、地域部活動の推進に向けて継続的かつ包括的な取り組みが進められています。地域社会と学校との連携を強化し、生徒たちがより充実した学びと活動の場を得るための基盤が整備されています。課題として、指導者の確保、報酬の問題、保護者の負担など今後地域移行する部活動が増えてきた場合の対応が難しくなってくるようである。

地域移行へいち早く取り組んだ玉名市の事例は、来年度以降徐々に地域移行が進んでいく本市でも大いに参考になることが多い視察であった。



視察先

大分県竹田市（令和6年1月30日）

視察事項

「竹田市における 保険事業の一体的実施の取り組みについて」

竹田市概要

○ 人口 20,276 人(令和 4.3.31 時点)

高齢化率 48.3%、後期高齢化率 27.5%、介護認定率 19.7%、85 歳以上 13.1%
(R2.8.5 総務省公表資料)

○ 世帯 9,994 世帯(令和 4.3.31 時点)

一世帯当たりの人数が減少、単身高齢者・核家族世帯の増加

○ 山々に囲まれ自然豊かな地域であり、農業や観光が基幹産業

事業の概要と導入の経緯

● 国保事業や介護予防事業を活用した一体的実施の取組

要支援者に必要な予防サービス 及び生活支援サービス・ニーズの把握と、予防サービス及び生活支援サービスの実施、効果の計測 及び課題の整理

【国保 後期医療部門】

● 後期高齢者の比率が高く、一刻もはやい対応が求められていた。

● 早期の取り組みによる専門職の確保の期待と、国保部門に専門職の再配置 を検討していた。

【介護部門】

● 介護・医療データから介護予防事業の評価を行う必要性を感じていた。

● 高齢者の生活習慣病の重症化予防と社会参加、居場所づくりの促進と連動して行う必要性があった。

● 低栄養などフレイルに関する地域課題の解決が求められていた。

【ヘルス部門】

● 制度によって年齢や保険の種類で区別され、十分な関りが持てなくなる ことに違和感等を感じていた。情報共有や議論をする場がすでにあり、日頃から連携がとれていた。思いと場と一体的実施事業内容が合致した

事業実績と効果

国保保健事業と一体的実施事業のハイリスクアプローチを同時実施

- ・重複・頻回受診者、重複投薬者は、同じ方法で対象者抽出を実施
- ・健康状態不明者の対象を、令和4年度から65歳以上に拡大して実施
 - 国保保健事業を担当する係に、一体的実施事業担当を配置
 - 国保部門とヘルス部門が同じ課にある

- すでに実施している健康教育や健康相談に ポピュレーションアプローチを落とし込み実施
 - 一つの通いの場に、地区担当保健師と地域包括支援センターそれぞれが関わる機会を活用し「フレイルの啓発と啓発効果の評価」を実施
 - 既存の介護予防事業や健康増進事業の場を活用
- 健診会場でのフレイルチェック実施による事業対象者把握
 - 【保険・医療、ヘルス部門】 モデル地区 5～6か所の地区巡回健診の会場
 - 【介護部門】 フレイルチェック(片足立ち、握力測定)を実施し、事業対象者を抽出
 - 【地域包括支援センター】 対象者に声かけ、介護予防サービスの利用につなげる
 - 要注意者 80 人中 12 人が新規に介護予防事業利用（令和3年度）
- 暮らしのサポートセンターの立ち上げによる効果
 - ・ 寄り合いの場として地域コミュニティの拠点に。
 - ・ 高齢者が支援者としての役割を持ち、生きがいにつながる。「利用者でもあり、サポーター」
 - ・ 地域で助け合う体制(互助)が広まった。
 - ・ 養成したサポーターの具体的な活動の場をマッチング
- 有償ボランティアによる介護予防サービス、生活支援サービスの提供
- 新たなニーズの発見（送迎サービス）

今後の課題

- 健診会場だけでは介護予防サービス対象者の抽出に時間がかかり新規利用者の掘り起こしが難しい。
- 横断的な連携体制をつくるためには、定期的に協議する場、計画へ位置づけ、共通理解を得るためのはたらきかけが必要
- 全体が「一体的実施事業は、保健事業や介護予防事業の中の一事業である」「制度間で対象者を区別しない」という考えをもつことで、枠にとらわれずに様々な取組が実施可能となるのではないか
- 低栄養の課題 → 低栄養による入院を繰り返す事例が多い
栄養士連携会議：市内の行政、医療機関、施設、学校関係等にいる栄養士が集い、各領域・分野を超えて地域の健康課題の解決に向けた取組を協議を実施

まとめ

「一体的事業」をキーワードに、双方が利益を得られる事業をすることで、協力体制が進み、さらなる事業展開につながっている。広域連合・国保連合会・県の連携体制のもと、情報交換、助言、技術的支援をいただくことで、事業がより充実したものとなっているとのこと。

順調な事業展開ながらも、まだ課題は多く、今後も、各部署・団体の相互補完のもと取組をすすめ、高齢者の健康寿命の延伸とQOLの維持・向上をめざす、とのことでした。



視察先

熊本県熊本市(令和6年1月31日)

視察事項

熊本市パートナーシップ宣誓制度について

熊本市の概要

熊本県の県庁所在地で、日本最南端の政令指定都市。2012年4月1日に九州で3番目の政令指定都市に移行した。西区、北区、中央区、東区、南区の5つの行政区が設置されており、熊本県の総面積の5.3%にあたる390.32平方キロメートルの市域に、335,386世帯、736,245人が居住しており(令和5年4月1日現在)、九州では、福岡市、北九州市に次いで3番目に人口が多い。

地勢は、金峰山を主峰とする複式火山帯と、これに連なる立田山等の台地からなり、東部は阿蘇外輪火山群によってできた丘陵地帯、南部は白川の三角州で形成された低平野からなっている。気候は、有明海との間に金峰山系が連なるため、内陸盆地的気象条件となり、寒暖の較差が大きく冬から春への移り変わりは早く、夏は比較的長いことが多い。

制度概要

熊本市は、「誰もがともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまち」の実現を目指している。この理念に基づき、一方または双方が性的マイノリティである二人のパートナーシップ関係を尊重するため、「熊本市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、お互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを熊本市長に対し宣誓する制度。宣誓された内容に基づき、宣誓書の写しと宣誓書受領証等を交付する。交付数は20組(令和5年12月時点)。

制度導入の経緯

平成29年(2017年)9月及び12月に当事者及び支援団体から要望書の提出があり、市長から当事者の要望を聞き対応するよう指示があった。その後、平成30年(2018年)9月に市議会へパートナーシップ宣誓制度に関する陳情書が提出され、当事者・支援団体の意見を聴取し、庁内で検討を重ね、平成31年(2019年)4月に導入に至った。

対象者の要件

次のすべてに該当する、一方または双方が性的マイノリティの二人が対象。

- ・双方が18歳以上であること
- ・少なくともいずれか一方が市内在住、または本市に転入を予定していること
- ・双方に配偶者がいないこと、及び他にパートナーシップの関係にないこと(事実婚は対象外)
- ・双方の関係が近親者でないこと

制度を利用した場合の利点

【市の行政サービス】

- 市営住宅及び県営住宅(市限定)の入居申込が可能
- 記念樹贈呈

【民間サービス】

- 携帯電話の家族割
- 保険会社の保険金受取人指定
- 住宅ローン(ペアローン)

【職員に対する制度】

- パートナー休暇及び介護休暇
- 結婚祝金の給付

【参考】

熊本市では、宣誓していなくても救急車の同乗、市民病院での親族同様の面会、手術同意等が可能。

都市間連携協定

連携協定を締結した自治体へ転出した場合はパートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書を提出し、そのまま使用することができる。利用件数は視察時点で2件。

- ・福岡市(令和元年10月30日)
- ・北九州市(令和2年4月1日)
- ・鹿児島市(令和4年2月1日)

